

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)理容室運営事業者選定に係る

プロポーザル募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)の指定場所において、理容室を運営する事業者(以下「運営事業者」)を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

兵庫県病院事業

兵庫県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)理容室運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)の一部について行政財産使用許可を受け、理容室を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

西宮市津門大塚町11番62号

② 施設の名称

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)

③ 許可予定箇所の位置及び許可予定数量

募集要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日まで(2年9ヶ月間)

(5) 行政財産の使用料

基本使用料として病院局公有財産取扱規程(平成14年病院局管理規程第19号)別表第1に定める使用料。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

300床以上の病院において、理容室の運営事業を、公募開始日の前日までの過去3年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(2) 実行力のある者

募集要項に定める条件を充足し、理容室の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑨に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者

② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者

③ 暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者

暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

- ⑤ 労働基準法(昭和22年法律第49号)をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者
- ⑥ 本公告日から本公告に係る業務の受託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑨ 兵庫県税を滞納している者

3 参加手続

(1) 書類提出先

〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9

兵庫県立西宮病院 総務部総務課

電話 0798-34-5151 FAX 0798-23-4594

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年7月25日(金)から令和7年8月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ、または、兵庫県立西宮病院ホームページからダウンロード

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年8月20日(水)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、FAX又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年8月4日(月)から令和7年8月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和7年8月12日(火)必着とする。

ウ 回答方法

令和7年8月20日(金)までに参加申込者全員に回答書を電子メールにて送付する。

エ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年8月21日(木)から令和7年9月5日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の、毎日午前9

時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。郵送の場合は、令和7年9月5日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記（1）に同じ

エ 提出書類

- ① 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）
- ② その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

（1）選定方法

選定は、「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）理容室運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

（2）決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

（3）当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

（4）当選後の取り扱い

当選者は、県立西宮総合医療センター（仮称）の指定場所における理容室の設置運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

（1）留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- キ 事業者選定の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

（2）その他

詳細は、募集要項による。